介護保険福祉用具購入の手引き

小野町　健康福祉課

令和５年１月

１．制度の概要

　介護が必要になっても可能な限り在宅生活を送ることができるよう、福祉用具を利用することで日常生活の自立支援や家族の介護負担の軽減等を目的とする制度です。

２．対象者

福祉用具購入費支給の申請ができるのは、以下のすべてに該当する方に限られています。

　・介護保険法における要介護１～５または要支援１～２の認定を受けている方

　・町が保険者である被保険者

　・日常的に在宅で生活をしている方（入院中の方や施設介護サービスを受けている人は対象となりません。）

３．支給限度基準額

　福祉用具購入費の上限となる額（支給限度基準額）は、同年度内で消費税込み10万円です。利用者は、支給限度額を上限として、費用の1～3割（負担割合証に記載の割合）を自己負担分として事業者に支払います。（小数点以下切り上げ）

なお、支給限度基準額を超えた分は全額自己負担となります。また、同一種目の購入は、一度に限りますが、当該福祉用具が破損した場合、用途及び機能が著しく異なる場合等、町が認めるときは再度購入が可能です。事前に町にお問い合わせください。

（支給額の例）



４．購入できる事業者

　必ず指定販売事業所で購入してください。

※指定販売事業者以外からの購入は対象となりません。

５．対象となる福祉用具の種目・概要

　対象となる福祉用具について以下のとおりです。



※利用者の入浴や排せつ等の一連の動作に必要のない機能の付いた商品のほか、あまりに高額であったり、過剰な付加機能の付いた商品については、その必要性を確認させていただきます。

６．福祉用具購入の流れ



７．支払方法

①「償還払い」･･･利用者が事業者に代金の全額を支払い、その後、町から利用者へ保険給付分（7～9割）を支給する方法です。

②「受領委任払い」･･･利用者が事業者に負担割合分（1～3割）を支払い、その後、町から事業者へ保険給付分（7～9割）を支給する方法です。

♦新規認定申請中に福祉用具を購入する場合

　利用者の介護度が確定していないため、償還払いとなります。申請手続きは、介護認定の結果がでた後に可能となります。ただし、介護認定の結果が「非該当」の場合は保険給付の対象となりません。

♦入院中・入所中に福祉用具を購入する場合

　在宅サービスの保険給付であるため、償還払いとなります。申請手続きは、退院後・退所後在宅に戻ってから可能となります。在宅に戻らず、購入した福祉用具の使用実績がない場合は、保険給付の対象となりません。

８．支給申請

　受付は月末締めで、翌月に福祉用具購入費を支給します。ただし、現地確認を要した場合や、書類不備・差替えがあった場合はこの限りではありません。



【記入例】





受領委任払いの場合は、事業所からの請求書が必要です。任意様式で構いませんが、以下の必要事項を必ず記載してください。

①請求者の情報（所在地、名称、代表者名）

②請求金額（保険給付額と本人負担額を記載）

③福祉用具を購入した被保険者の情報（氏名、被保険者番号）